

Z-69-E

第69回税理士試験

# 相 続 税 法

資格★合格クレール

《第一問》

問1 相続時精算課税について、次の問に答えなさい。

- (1) 相続時精算課税について、相続税法に規定されている適用要件及び適用手続を説明しなさい。
- (2) (1)の相続時精算課税の適用要件については、租税特別措置法において各種の特例措置が設けられているが、それらを列挙し簡潔に説明しなさい。

(1) 相続税法に規定されている適用要件及び適用手続

① 適用要件 4点

贈与により財産を取得した者が贈与者の推定相続人（その贈与者の直系卑属である者のうちその年1月1日において20歳以上の者に限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、相続時精算課税の規定の適用を受けることができる。

② 適用手続

(イ) 相続時精算課税選択届出書の提出 2点

①の規定の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期間内に、相続時精算課税選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(ロ) 贈与税の期限内申告 4点

贈与により財産を取得した者は、その年分の贈与税額（贈与税の配偶者控除の規定の適用がないものとして計算した金額。以下同じ。）があるとき又はその財産が相続時精算課税適用財産であるときは、その年の翌年2月1日から3月15日まで（同年1月1日から3月15日までに納税管理人の届出をしないで法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、贈与税の期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 租税特別措置法に規定する特例措置

① 相続時精算課税適用者の特例 (イ)～(ハ)各5点

(イ) 贈与者の孫

平成27年1月1日以後に贈与により財産を取得した者が贈与者の孫（その年1月1日において20歳以上の者に限る。）であり、かつ、その贈与者がその年1月1日において60歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続時精算課税の規定を準用する。

(ロ) 特例事業受贈者

贈与により個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者（1の適用を受ける者を除き、その年1月1日において20歳以上の者に限る。）であり、かつ、その贈与者がその年1月1日において60歳以上の者である場合には、その贈与により特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

(ハ) 特例経営承継受贈者

贈与により非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例に係る特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者が特例贈与者の推定相続人以外の者（1の適用を受ける者を除き、その年1月1日において20歳以上の者に限る）であり、かつ、その特例贈与者がその年1月1日において60歳以上の者である場合には、その贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

② 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例 5点

平成15年1月1日から平成33年12月31日までの間にその年1月1日において60歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築等のための対価に充ててその新築等をした場合において、同日までにその家屋をその特定受贈者の居住の用に供したとき又は同日後遅滞なくその特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときは、その特定受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

問2 租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律で規定され、災害があった場合に適用が可能とされている相続税の課税価格の計算の特例について、それぞれの内容を説明しなさい。

なお、民法第953条の3に規定する特別縁故者に対する相続財産の分与についての記載は要しない。

(1) 特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例

① 内 容 9点

特定非常災害発生日前に相続又は遺贈（被相続人からの相続時精算課税適用財産に係る贈与を含む。以下1において同じ）により財産を取得した者があり、かつその相続又は遺贈に係る相続税の申告期限がその特定非常災害発生日後である場合において、その者がその相続もしくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産（その特定非常災害発生日の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告期限までの間にある場合には、その前年。）の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、生前贈与加算又は相続時精算課税の規定の適用を受けるものに限る）でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、特定土地等又は特定株式等があるときは、その特定土地等又は特定株式等については、相続税の課税価格に算入すべき価額又は生前贈与加算もしくは相続時精算課税の規定により相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、評価の原則の規定にかかわらず、特定非常災害の発生直後の価額として一定の金額とすることができる。

② 手 続 3点

①の規定は、①の申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む）又は更正請求書にこの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り適用する。なお、宥恕規定がある。

(2) 申告期限前に災害による被害を受けた場合の相続税の課税価格の計算

① 内 容 3点

相続税の納税義務者で災害により相続又は遺贈により取得した財産について申告期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、その財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。

② 甚大な被害の判定 3点

相続税の納税義務者で、相続又は遺贈により取得した財産について申告期限前に災害により被害を受けた場合において次の要件のいずれかに該当するものの納付すべき相続税については、これらの事由により取得した財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除して、これを計算する。

(イ) 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(ロ) 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき動産等の価額のうちその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

③ 手 続 2点

①の規定の適用を受けようとする者は、相続税又は贈与税の期限内申告書（これらの申告書を提出しなかったことについて正当な事由があると認められる者がこれらの申告期限後に提出した申告書を含む）に、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載しなければならない。

《第二問》

1. 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地 H	配偶者乙	② 78,848,000	$350,000 \times 1.00 \times 0.88_{\text{注}} \times 256\text{m}^2 = 78,848,000$ 注 $\frac{64\text{m}^2}{256\text{m}^2} = 0.25 \geq 0.20$ 北向き $\therefore 0.88$
家屋 I	配偶者乙	① 24,000,000	$48,000,000 \times 1.0 \times \frac{1}{2} = 24,000,000$
宅地 J	子 A	② 213,269,760	$850,000 \times 0.96 \times 0.99_{\text{注}} \times 330\text{m}^2 \times \frac{80}{100} = 213,269,760$ 注 $\frac{33\text{m}}{10\text{m}} = 3.3 \therefore 0.99$
家屋 K	子 A	① 15,400,000	$22,000,000 \times 1.0 \times (1 - 0.3) = 15,400,000$
宅地 L	子 A	② 41,125,946	$(180,000 \times 1.00 + 160,000 \times 1.00 \times 0.03) \times 288\text{m}^2 = 53,222,400$ $53,222,400 - 53,222,400 \times \frac{0.5\text{m} \times 18\text{m}}{288\text{m}^2} \times 0.7 = 52,058,160$ $52,058,160 \times (1 - 0.7 \times 0.3) = 41,125,946$ (円未満切捨)
宅地 M	養子 E	② 10,240,000	$660,000 \times 12 + 2,900,000 \times \frac{80}{100} = 10,240,000$
〇社社債	孫 G	② 58,300,000	$(100.20 + 1.5937_{\text{注}}) \times \frac{10,000,000}{100} = 10,179,370$ 注 $100 \times 2.5\% \times \frac{292\text{日}}{365\text{日}} \times (1 - 20.315\%) = 1.5937$
P 受益証券	子 A	② 7,591,700	$15,800 \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}} - 197,600 - 95 \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}}$ $- 15,800 \times 0.8\% \times \frac{5,000,000\text{口}}{10,000\text{口}} = 7,591,700$
Q ゴルフ会員権	養子 D	② 7,949,000	$5,000,000 + 3,000,000 \times 0.983_{\text{注}} = 7,949,000$ 注 6年6月→7年 $\therefore 0.983$
R 銀行定期預金	孫 F	② 26,008,288	$26,000,000 + 26,000,000 \times 0.10\% \times \frac{146\text{日}}{365\text{日}} \times (1 - 20.315\%)$ $= 26,008,288$

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のないN社株式)の価額の計算

イ 評価方法の算定 ①

(単位：円)

$\frac{200\text{個} + 500\text{個} + 50\text{個}}{1,000\text{個}} = 75\% > 50\% \quad \therefore \text{同族株主のいる会社}$
$\text{乙} : \frac{200\text{個}}{1,000\text{個}} = 20\% \quad \text{A} : \frac{50\text{個}}{1,000\text{個}} = 5\% \quad \text{D} : \frac{50\text{個}}{1,000\text{個}} = 5\%$
<p>乙、A、Dはいずれも同族株主のいる会社の同族株主に該当し、取得後の議決権割合が5%以上のため原則評価</p>

ロ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程	
(1)	$(812,054,000 + 53,317,000 \text{注1}) - (340,800,000 + 26,000,000 \text{注2}) = 498,571,000$
	注1 $266,587,200 \times \frac{20}{100} = 53,317,000$ (千円未満切捨)
	注2 $20,000,000 + (12,000,000 - 1,000,000 \times 6 \text{月}) = 26,000,000$
(2)	$584,600,000 - (340,800,000 + 26,000,000 \text{注2}) = 217,800,000$
(3)	$\frac{(1) - ((1) - (2)) \times 37\%}{50,000 \text{株}} = \underline{3,946}$ (円未満切捨) ㉒

ニ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
○社株式			<p>(1) 類似業種比準価額</p> <p>① 1株あたり配当金額 下線部3箇所全て合って㉒</p> $\frac{(2,100,000 + 3,200,000) \div 2}{1,600,000 \text{株} \text{※1}} = \underline{1.6}$ (10銭未満切捨) <p>※1 <math>40,000,000 \div 50 = 800,000 \text{株}</math></p> <p>② 1株あたり利益金額</p> <p>イ 直前期 88,700,000</p> <p>ロ 直前期+直前々期</p> $(88,700,000 + 80,750,000) \div 2 = 84,725,000$ <p>ハ イ&lt;ロ <math>\therefore \frac{84,725,000}{1,600,000 \text{株} \text{※1}} = \underline{52}</math> (円未満切捨)</p> <p>③ 1株あたり純資産</p> $\frac{435,000,000}{1,600,000 \text{株} \text{※1}} = \underline{271}$ (円未満切捨) <p>④ 類似業種比準価額</p> <p>注 <math>\left[ \frac{1.6}{3.7} + \frac{52}{80} + \frac{271}{191} \right] (0.83)</math></p> $342 \times \frac{\quad}{3} \times 0.7 = 198.7$ (10銭未満切捨) $\therefore 198.7 \times \frac{800}{50} = \underline{3,179}$ ㉒ <p>注 <math>342 &lt; 344 &lt; 348 &lt; 349 &lt; 358 \therefore 342</math></p> <p>(2) 評価額</p> $3,946 > 3,179 \therefore 3,179$
	配偶者乙	63,580,000	$3,179 \times 20,000 \text{株} = 63,580,000$
	子 A	15,895,000	$3,179 \times 5,000 \text{株} = 15,895,000$
	養子 D	15,895,000	$3,179 \times 5,000 \text{株} = 15,895,000$

(3) 相続または遺贈によるみなし相続財産価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
S 生命保険	配偶者乙	5,000,000	30,000,000 - 20,000,000注 = 10,000,000 注 措法70 10,000,000 - 5,000,000 = 5,000,000
T 生命保険	養子D	10,000,000	40,000,000 × 50% = 20,000,000 ① 20,000,000 - 10,000,000 = 10,000,000
U 生命保険	子C	15,000,000	30,000,000 - 15,000,000 = 15,000,000
非課税金額			(生命保険金等の非課税金額の計算) 5,000,000 × 6(法定相続人の数) = 30,000,000 ① < 10,000,000 + 20,000,000 + 30,000,000 = 60,000,000 ∴ 乙 $\frac{10,000,000}{60,000,000} = 5,000,000$ D $30,000,000 \times \frac{20,000,000}{60,000,000} = 10,000,000$ C $\frac{30,000,000}{60,000,000} = 15,000,000$
退職手当金等			
N社死亡退職金	配偶者乙	0	20,000,000 + (12,000,000 - 1,000,000 × 6月) ① = 26,000,000
非課税金額			(退職手当金等の非課税金額の計算) 5,000,000 × 6(法定相続人の数) = 30,000,000 > 26,000,000 ∴ 26,000,000
租税特別措置法第70条の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額			
財産の種類	取得者	相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額	
S 生命保険	配偶者乙	20,000,000	①
U 生命保険	子C	宗教法人に対する贈与は措法70適用なし ①	

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

対象宅地の列挙、減額割合ともに合って①		
① 宅地H(乙・特定居住用)		
$\frac{78,848,000}{256\text{m}^2} \times 80\% = 246,400$	$246,400 \times 0.825 = 203,280$	
② 宅地J(A・特定同族会社事業用)		
$\frac{213,269,760}{330\text{m}^2} \times 80\% = 517,017.6$		
③ 宅地L(A・貸付事業用)		
$\frac{41,125,946}{288\text{m}^2} \times 50\% = 77,349.145\cdots$	$77,349.145\cdots \times 0.5 = 38,674.572\cdots$	
順位 ②,①(併用)→③		
J $213,269,760 \times \frac{330\text{m}^2}{330\text{m}^2} \times 80\% = 170,615,808$		
H $78,848,000 \times \frac{256\text{m}^2}{256\text{m}^2} \times 80\% = 63,078,400$		
L 限度面積要件を満たさないため適用なし		
特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額
宅地J	子 A	① △ 170,615,808
宅地H	配偶者乙	① △ 63,078,400

## (5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	子 A	① △ 2,720,000	800,000+620,000+1,300,000=2,720,000
葬式費用	配偶者乙	① △ 5,500,000	5,000,000+500,000=5,500,000 香典返しの費用、初七日法要の費用、相続登記に要した登録免許税は控除できない

## (6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成29年	配偶者乙	4,000,000	$48,000,000 \times 1.0 \times \frac{1}{2} = 24,000,000$ $24,000,000 - 20,000,000 \text{注} = 4,000,000$ 注 $24,000,000 \geq 20,000,000 \therefore 20,000,000$ ①
平成29年	養子 E	8,000,000	$15,000,000 - 7,000,000 \text{注} = 8,000,000$ 注 $15,000,000 \geq 7,000,000 \therefore 7,000,000$ ①

## (7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成28年	子 C	35,000,000	①
平成29年	子 C	4,000,000	

## (8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区分	配偶者乙	子A	子C	養子D	養子E	孫F	孫G	宗教法人A
相続または遺贈による取得財産	103,349,600	115,074,898	7,591,700	23,844,000	10,240,000	26,008,288	10,179,370	
みなし取得財産	5,000,000		15,000,000	10,000,000				
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産			39,000,000					
債務及び葬式費用	△ 5,500,000	△ 2,720,000						
生前贈与加算(暦年課税分)	4,000,000				8,000,000			
課税価格(1,000円未満切捨て)	106,849,000	112,354,000	61,591,000	33,844,000	18,240,000	26,008,000	10,179,000	0

2. 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
369,065 千円		30,000+6,000×6人=66,000 ① 千円	303,065 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	151,532 千円	43,612,800 円
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
養子D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
養子E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
孫 F			
孫 G	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$	30,306	4,061,200
	①		
合計	6 人	1	(100円未満切捨て) 63,918,800 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等 区分	配偶者乙	子A	子C	養子D	養子E	孫F	孫G	宗教法人A
算出税額	18,505,303	19,458,720	10,667,017	5,861,482	3,159,006	4,504,356	1,762,912	
加算または減算	相続税額の2割加算額					900,871		
	贈与税額控除額(暦年課税)	△ 335,000				△ 1,170,000		
	配偶者の税額軽減額	△ 18,170,303						
	障害者控除額			△ 7,000,000				
	贈与税額控除額(精算課税)			△ 2,800,000				
差引税額	0	19,458,720	867,017	5,861,482	1,989,006	5,405,227	1,762,912	
納付税額 (100円未満切捨て)	0	19,458,700	867,000	5,861,400	1,989,000	5,405,200	1,762,900	

## (3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算又は控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割加算 対象者②	孫 F	900,871	$4,504,356 \times \frac{20}{100} = 900,871$
贈与税額控除額 (暦年課税分)	配偶者乙 養子E	① $\Delta 335,000$ ② $\Delta 1,170,000$	$(24,000,000 - 20,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 335,000$ $(8,000,000 - 1,100,000) \times 30\% - 900,000 = 1,170,000$
配偶者の 税額軽減額	配偶者乙	$\Delta 18,170,303$	(1) $18,505,303 - 335,000 = 18,170,303$ (2) $63,918,800 \times \frac{\text{注 } 106,849,000}{369,065,000} = 18,505,303$ 注 ① $369,065,000 \times \frac{1}{2} = 184,532,500 \geq 160,000,000$ $\therefore 184,532,500$ やり方① ② 106,849,000 ③ ① > ② $\therefore 106,849,000$ (3) (1) $\leq$ (2) $\therefore 18,170,303$
障害者控除	子 C	② $\Delta 7,000,000$	$200,000 \times (85\text{歳} - 50\text{歳注}) = 7,000,000$ 注 S43.6.10~H31.4.15 $\therefore 50\text{歳}$
贈与税額控除額 (精算課税分)	子 C	② $\Delta 2,800,000$	(1) 平成28年 $(35,000,000 - 25,000,000\text{注}) \times 20\% = 2,000,000$ 注 $35,000,000 > 25,000,000 \therefore 25,000,000$ (2) 平成29年 $4,000,000 \times 20\% = 800,000$ (3) (1) + (2) = 2,800,000